

平成23年度第18回定例会

八王子市教育委員会会議録

日	時	平成24年3月22日(水)	午後2時
場	所	八王子市役所 8階	801会議室

第18回定例会議事日程

1 日 時 平成24年3月22日（木）午後2時

2 場 所 八王子市役所 8階 801会議室

3 会議に付すべき事件

第1 第54号議案 八王子市教育委員会事務局職員人事に関する事務処理の報告について

第2 第55号議案 議決事項の一部取り消し（平成24年2月22日議決第49号議案）に関する事務処理の報告について

第3 第56号議案 八王子市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則設定について

第4 第57号議案 八王子市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則設定について

第5 第58号議案 国史跡八王子城跡ガイダンス施設条例施行規則の設定について

第6 第59号議案 平成24年度統括校長を設置する学校の指定について

第7 第60号議案 国史跡八王子城跡ガイダンス施設条例の設定依頼について

4 協議事項

定期監査において指摘された事項への対応について

5 報告事項

- ・ 請願に対する専決処分について（口頭）（指導課）
- ・ 平成24年度教育課程の受付について（指導課）

その他報告

八王子市教育委員会

出席委員（4名）

委 員 長	（1 番）	小田原 榮
委 員	（2 番）	和 田 孝
委 員	（3 番）	川 上 剋 美
委 員	（4 番）	金 山 滋 美

教育委員会事務局

教育長職務代理者 学校教育部長		坂 倉 仁
学校教育部担当部長		佐 島 規
教育総務課長		穴 井 由美子
学校教育部主幹 （企画調整担当）		平 塚 裕 之
学 事 課 長		海 野 千 細
学校教育部主幹 （保健給食担当）		山野井 寛 之
指 導 課 長		廣 瀬 和 宏
指導課統括指導主事 （特別支援教育・ 教育センター担当）		藏 重 佳 治
指導課統括指導主事 （企画調整担当）		所 夏 目
指導課統括指導主事 （教育施策担当）		山 下 久 也
指導課前任指導主事		木 下 雅 雄
生涯学習スポーツ部長		榎 本 茂 保
生涯学習スポーツ部参事 （図書館担当）		望 月 正 人
生涯学習総務課長		宮 木 高 一
ス ポ ー ツ 振 興 課 長		小 山 等
生涯学習スポーツ部主幹 （スポーツ施設担当）		遠 藤 幸 保
国体推進室主幹		富貴澤 繁 幸

国体推進室主幹	高橋利光
学習支援課長	小松正照
文化財課長	田島巨樹
生涯学習スポーツ部主幹 (図書館担当)	中村照雄
生涯学習スポーツ部主幹 (図書館担当)	玉木伸彦
生涯学習スポーツ部主幹 (こども科学館担当)	齋藤和仁
指導課指導主事	菅野直博
指導課指導主事	野村洋介
教育総務課主査	新納泰隆
教育総務課主査	小林順一
学事課主査	岡崎欽一
指導課主査	古川洋一郎
文化財課主査	鈴木裕子

事務局職員出席者

教育総務課主査	遠藤徹也
教育総務課主任	久保陽子
教育総務課主任	最上和人

【午後 2 時 0 0 分開会】

○小田原委員長 本日の委員の出席は 4 名全員でありますので、本日の委員会は有効に成立いたしました。

これより平成 23 年度第 18 回定例会を開会いたします。

電力不足が心配されている中、本市では節電の取り組みを継続しております。照明は一部消灯とさせていただいておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

○小田原委員長 日程に入ります前に、本日の会議録署名員の指名をいたします。

本日の会議録署名員は、3 番、川上剋美委員を指名いたします。よろしくお願いたします。

なお、議事日程中、第 55 号議案は、審議内容が個人情報に及ぶため「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 13 条第 6 項及び第 7 項の規定により、非公開といたしたいと思っておりますけれども、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小田原委員長 御異議ないものと認めます。



○小田原委員長 それでは、それ以外の日程について進行いたします。

まず、日程第 1、第 54 号議案、八王子市教育委員会事務局職員人事に関する事務処理の報告について、を議題に供します。本案について、教育総務課から説明願います。

○穴井教育総務課長 それでは、第 54 号議案、八王子市教育委員会事務局職員人事に関する事務処理の報告について御説明いたします。詳細については、担当の小林主査から説明いたします。

○小林教育総務課主査 平成 24 年 2 月 29 日をもちまして退職された石川和昭教育長の後任人事ですが、3 月議会の議案送付日までに決まらず、3 月 1 日より教育長が不在となることが確定となりました。そのため、「八王子市教育委員会の権限委任に関する規則」第 4 条第 1 項の規定に基づき、2 月 29 日付で、教育長におきまして平成 24 年 3 月 1 日から当分の間、学校教育部長を教育長職務代理者とすることを決定いたしましたので、同条第 2 項の規定に基づき、教育委員会の承認を求めます。

学校教育部長を職務代理人とした根拠ですが、本市では「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第20条第2項の規定に基づき、教育長職務代理人を指定する訓令を定めております。この訓令で教育長職務代理人の第一順位と規定されている学校教育部長を教育長職務代理人として決定したものです。

説明は以上です。

○小田原委員長 教育総務課からの説明は終わりました。

本案につきまして、御質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小田原委員長 既に2月29日に事務処理は行っているということでございます。

八王子市の訓令に従っているわけですので、特に問題はないと思います。

それではお諮りいたしますけれども、ただいま議題となっております第54号議案は、提案のとおり、承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小田原委員長 御異議ないものと認めます。それでは、教育長職務代理人である、坂倉仁さんより御挨拶をいただきたいと思っております。

○坂倉教育長職務代理人 前任の石川教育長は、3月の議会で後任人事が決まるつもりで2月の末にお辞めになったのに、実際には3月1日から教育長が不在になってしまうことについては、大変心苦しく思われているようです。前任者の想いを大切に、今後とも教育委員会が一丸となって臨むために、精一杯頑張ろうと思っています。

現在私は施設整備課長も兼務しているので、やや多忙なのは事実でございますけれども、頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○小田原委員長 学校教育部長で施設整備課長を兼務し、更に教育長職務代理人と一人三役をお願いするわけですが、どうぞよろしく願いしたいと思っております。

なお、前教育長は、教育長不在の空白期間ができないように辞職時期を伸ばして下さったにもかかわらず、その本意が通じなかったことは、非常に残念であり、遺憾だということは、ここで表明しておきたいと思っております。

坂倉学校教育部長には職務代理人として、名前だけではなく、しっかりと任務を果たしていただくことを、私ども教育委員一同も期待しております。どうぞよろしく願いいたします。



○小田原委員長　それでは、引き続いて日程第3、第56号議案　八王子市教育委員会事務局庶務規則の一部を改正する規則設定について、を議題に供します。本案について、教育総務課から説明願います。

○穴井教育総務課長　それでは、第56号議案　八王子市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則設定について、説明いたします。

詳細については、担当の新納主査から説明いたします。

○新納教育総務課主査　本議案につきましては、平成24年4月1日に予定しております教育委員会事務局の組織改正にあわせ、八王子市教育委員会事務局処務規則の一部を改正するものです。

組織改正につきましては、2月8日の本定例会で決定し、「地方自治法」180条の4第2項に基づき、市長との協議を行い、2月21日付で市長から異議のない旨の回答をいただいております。

組織改正の概要ですが、現在学校教育部指導課に配置しております特別支援教育・教育センター担当の統括指導主事の兼務を解いて、教育センター担当とし、新たに支援教育担当主幹を設置します。

現行では主幹職のもとでの指導主事の職責が制定されていないため、主幹の下に指導主事を配置して指導主事の職責を改め、主幹と指導主事が連携して専門的な事務を進めることとするものです。

これにより、特別支援教育や登校支援などの施策の充実に向け執行体制の強化を図る所存でございます。

説明は以上です。

○小田原委員長　教育総務課からの説明は終わりました。

本案につきまして、御質疑がございましたらお願いいたします。

もしも主幹職がいなくなった場合、この規則はまた改正しなければならないわけですか。

○穴井教育総務課長　主幹職が全て課長になったときには、また元に戻す必要があります。

○小田原委員長　教育長の命を受ける、という形にすれば、規則改正の必要もないと思いますが、そうはできないのですか。

○穴井教育総務課長　市長部局の規程との整合性を図るため、八王子市ではこういう規程になっておりますので、教育委員会のみ、それを変えるのは難しいと考えております。

○小田原委員長　　そうですか。

○和田委員　　この改正後の案というのは、他の主幹が設置された場合にも同じように適用されるという意味ですね。

○穴井教育総務課長　　指導主事を指導課内に置いていますので、課内にまた別の主幹職を配置した場合は、同じように適用されることになります。

○小田原委員長　　よろしいですか。それではお諮りいたしますけれども、ただいま議題となっております第56号議案につきましては、提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小田原委員長　　御異議ないものと認めます。よって、第56号議案については、そのように決定することにいたしました。



○小田原委員長　　次に、日程第4、第57号議案　八王子市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則設定について、を議題に供します。

本案について、指導課から説明願います。

○山下指導課統括指導主事　　八王子市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則設定についてでございます。

これは小中一貫校の名称に関するもので、議案のとおり、八王子市立第六小学校と八王子市立第三中学校を、小中一貫校として「八王子市立いずみの森小中学校」という名称にいたします。

これまで、みなみ野小中学校、加住小中学校、館小中学校についても同様の趣旨で改正を行いましたが、来年度4月から小中一貫校「いずみの森小中学校」という名称になることから、規則の一部を改正するものでございます。

説明は以上です。

○小田原委員長　　指導課からの説明は終わりました。

本案について、何か御質疑はございませんか。

○和田委員　　この小中一貫校の名称の、基本的なつけ方を説明してもらえますか。

○山下指導課統括指導主事　　基本的には校名に準じて、地域の名前や伝統文化に由来した名称になりますが、今のところ明確な規定はございません。

いずみの森小中学校につきましては、第六小学校、第三中学校の前にある六本杉公

園の中に湧水があることと、第三中学校の校歌の中に“いずみの森”という言葉が入っていますので、そちらからつけさせていただきました。

なお、この名称については、地元の方々の了解を得た上で決めたということは、以前御報告させていただきました。

○和田委員　今回の、いずみの森小中学校についてはわかりましたが、これからも小中一貫校の名称を決めるときは、今のように地域の文化を勘案したり、母体となる小中学校が同様の名称であれば、そのまま小中をつけたりと、その都度検討される、考え方はそういうことですか。

例えば館なら両方とも館小中だったから館、同名でない場合にはさまざまな地域の条件とか、今お話のあった校歌とか、そういったものを勘案するわけですね。

そうすると、小中の名称が違っていた場合、新しい名称の発案はどういう流れで行っているのですか。

○山下指導課統括指導主事　基本的には学校で考えたものと、事務局が出したものを協議した上で、教育委員会で決定していただくという形になりますが、地元の方々の了承を得られるという部分が大事だと思います。

○小田原委員長　和田委員の質問の趣旨は、いずみの森小中学校という名称に決定した経緯をお聞きしたわけではなくて、学校名を決めるに当たっての基本的な考え方を伺いたかったわけです。

学校の所在地の地名を基本とするそうですが、例えば数字で呼ばれている学校もあるわけでその場合はどうするのか、やはり所在地の地名を基本としていくがそれ以上の細かい規程は決まっていない、ということでしょうか。

○山下指導課統括指導主事　はい、そうです。

○川上委員　少し質問をさせていただきたいのですが、この表の改正前と改正後の表を見ますと、館小中学校は館小学校・中学校、それから今の、いずみの森小中学校の名前は書いてあります。でも他の小中学校の名前が書かれていないのはどういうことでしょうか。

○山下指導課統括指導主事　申しわけございません。この表を見易くするため省略しております。本来の表には、館小中学校の前に、加住小中学校とみなみ野小中学校も、並べて書いてあります。

○小田原委員長　そうすると、途中に書いてあった第六小学校と第三中学校はどうなるの

ですか。

○山下指導課統括指導主事 改正は小中一貫校についてのみですので、今まであった3校に加わる形で4校目として表に入るということでございます。

○小田原委員長 第六小学校と第三中学校は、元の表にそのまま残るといことですか。

○山下指導課統括指導主事 八王子市立学校の管理運営に関する規則の中では、第27条のところに小中一貫校の規定がありますが、八王子市立学校設置条例のように校名が羅列されているという形ではありません。

○金山委員 ふたつよろしいですか。ひとつは地域の下承とおっしゃっていますが、どなたがどのような形で下承されているのかということ。もうひとつは、名称は「〇〇小中学校」で統一するということですか。例えば「〇〇学園」にしたいという学校があっても、それはできないということですか。

○山下指導課統括指導主事 学校を通じて自治会長や青少対の役員の方々、学校運営協議会の方々、地元の市議会議員等へこのような案が進んでいますとお話しをして、それについて御了解いただいたということでございます。

また、名称ですが、本市の場合、「学園」等は用いず、「小中学校」という形を、小中一貫校の名称と定めております。

○小田原委員長 御了解いただく、という言い方は難しいですね。本来学校の名称はあくまでも教育委員会が決定することであって、地域の了解がなければ決められないということではありません。ただ、学校は地域の中で大事な部分を占めていて、地域からも愛される名称を付けなくてはならないから、地域の方にも御理解をいただくことにしている、ということだと思います。

他に何かございますか。

○小田原委員長 では、特にならぬでございますので、お諮りいたします。ただいま議題となっております第57号議案につきましては、提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小田原委員長 御異議ないものと認めます。よって、第57号議案については、そのように決定することにいたしました。

○小田原委員長 次に、日程第5、第58号議案、及び日程第7、60号議案は相互に関

連いたしますので一括議題に供します。各案について、文化財課から説明願います。

○田島文化財課長　それでは、第58号議案、国史跡八王子城跡ガイダンス施設条例施行規則の設定について及び第60号議案、国史跡八王子城跡ガイダンス施設条例の設定依頼について、を御説明します。

本件は平成24年4月に八王子城跡ガイダンス施設が供用開始することに伴い、当該施設に係る条例及び条例施行規則を設定するものでございます。

教育に関する事務について、市議会の議案を調製する場合は、『市長は教育委員会の意見を聞かなければならない』という規定が「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条にございますので、審議では本件の意思決定と市長への依頼とあわせて教育委員会としての意見をいただきたいと思えます。

なお、本件を提出するにあたり、頂戴した意見を沿えて提出いたします。

詳細は担当の鈴木主査から説明いたします。

○鈴木文化財課主査　最初に、この施設の概要を御説明いたします。第60号議案の資料の2枚目、八王子城跡の公開活用事業の整備状況を御覧下さい。

国史跡八王子城跡は平成16年度策定の保存管理計画に基づき、平成20年度から24年度の5カ年計画で整備を進めております。この図の中にありますように、実質的に整備を始めたのは平成21年度からですが、屋外模型の設置や御守殿跡の冠木門、板塀の改修、それと古道の転落防止柵、ベンチの設置のほか駐車場拡充を含めたエントランス広場の整備を行ってまいりました。

この整備の中でも目玉になるのがガイダンス施設の整備です。戦国時代を代表する名城である八王子城の魅力を発信し、市民の歴史への造詣を深めるための生涯学習施設および来訪者の休憩施設とすることを目的としております。

建設場所ですが、図の右下のピンク色に塗られた部分、ガイダンス施設整備とあるところに建設いたしました。ここは以前、東京造形大学4号館があった場所でございます。

次のページが現況の写真となります。建物の構造は鉄筋コンクリート造り、一部鉄骨づくりの平屋建てで、概ね八角形の概観を持ち、外壁はコンクリート打ちっぴなしの灰色で、屋根は防水塗装を施した外壁より幾分濃い灰色となっております。

次のページを御覧下さい。こちらが内部のイメージ図となります。この施設の床面積は約500平方メートル、うち展示スペースは約200平方メートルとなります。

ここでは映像やコンピュータグラフィックを駆使して、山城の仕組みや築城と落城に至る経過を解説するほか、模型や古図、古文書を活用して、八王子城主北条氏照の人物像や小田原北条氏の歩みを展示解説することを考えております。

また、休憩スペース140平方メートルには、学校2クラス程度の人数が座れる机といすを用意する予定でございます。

なお、展示整備費用として、平成24年に4,065万2,000円を計上しております。

引き続き、条例及び条例施行規則について御説明します。

第60号議案、国史跡八王子城跡ガイダンス施設条例案を御覧下さい。

第1条の設置の目的は、先ほども説明いたしました、この施設は戦国時代を代表する名城である八王子城の魅力を発信し、市民の歴史への造詣を深めるための生涯学習施設、また来訪者の休憩施設とすることを目的としております。

第2条は、施設の位置で、元八王子町三丁目2661番地2外でございます。

第3条の管理につきましては、施設の規模が比較的小さく単純な管理業務であるため、指定管理者制度を導入せず、本市の高齢者施策の方針に基づき、シルバー人材センターに管理委託するものでございます。

第4条の開館時間等につきましては、条例施行規則で定めております。

第5条の入館料につきましては、無料としております。

第6条の休憩スペースの利用でございますが、休憩以外の目的で利用できる場合につきまして、条例施行規則で定めております。

その他、利用の制限、損害賠償義務、販売行為等の禁止などについて規定をしております。施行日につきましては、施設開設の日をもって施行日といたします。

戻りまして、第58号議案、国史跡八王子城跡ガイダンス施設条例施行規則案を御覧下さい。これは第1条にありますように、条例の施行について必要な事項を定めるものでございます。

主な内容でございますが、第2条では条例第6条を受け、休憩スペースを休憩以外の目的で利用できる場合について、小中学校の社会科学習のため利用する時や、八王子城跡のガイドボランティアの研修のため利用する時等と定めております。

第3条では、休憩スペースの利用申請について定め、第1号様式として利用申請書の書式を定めてあります。

第4条では第3条に規定する利用申請が提出された場合の利用の承認について定めており、第2号様式として利用承認書の書式を定めました。

続いて、第5条で利用者の遵守事項について定めており、第6条と第7条では、条例第4条を受け、施設の開館時間と休館日について定めております。開館時間は午前9時から午後5時まで、休館日は年末年始となっております。

施行日につきましては、条例と同様施設開設の日をもって施行日といたします。

なお、運営方針としましては、日本100名城にも選ばれた全国有数の名城の史跡に立つ施設なので、八王子城跡の魅力の一つである石垣の壮大さや関東平野が一望できる風景など、現地で見たり感じたことを話し合ったり、ガイドボランティアを中心に、小田原北条氏や八王子城の知識を得ることのできる、それでいて八王子城に魅力を感じてくれるファンが集う、オープンな施設にしていきたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。

○小田原委員長 文化財課からの説明は終わりました。本案について御質疑がございましたら、お願いいたします。

○金山委員 この施設は年間どのぐらいの人数の利用を見込んでいるのでしょうか。

また、ここには防災機能はつける予定はないのでしょうか。

○田島文化財課長 利用人数に関しては、平成22年度で3万4,000人程度が八王子城跡を訪れていますので、目標として年間10万人ぐらいの方に来ていただきたいと考えております。

また、防災機能の件ですが、防災課との調整の中では、この施設は今のところ防災拠点施設には該当しておりません。しかし毛布や簡易な食べ物は備蓄しておこうと考えています。

○小田原委員長 その他はいかがですか。

○川上委員 先ほど施行日を開館日とおっしゃいましたが、もっと事前に申し込めるようにはならないのですか。申し込み受付が開館当日からだ、翌日からすぐ使いたい場合、利用できないということはないですか。

○田島文化財課長 まだ、秋ということで、開館日に関しては少し幅を持たせております。と申しますのも、当初この施設は、平成24年度末オープンという形で動いていたのですが、建設工事そのものは平成23年末には終わっており、オープンまで余りにも間が空いてしまうので、急遽展示工事を急がせたという状況です。

開館日の予測ができた段階で、広報紙等で市民の皆様にお知らせするので、利用に関してもその時にPRしたいと考えています。当然その場合も、開館の日をもってこの施設が利用できることとなりますので、そこから申し込みをお受けして、利用を開始としたいと考えています。

○川上委員　では、この1号様式を決めることは別に規則ではない、1号様式は日にちに
関係なく使えるということですね。ということは、これと一緒にやることではないの
では、とも思ったのですが。

○田島文化財課長　6月の市議会定例会にこの条例を提出させていただきたいと考えてお
ります。そうしますと、施行日そのものは開館日ですが、その前に条例そのものが交
付され、その時点である程度適用できますので、その形で対応していきたいと考えて
います。

○小田原委員長　その他にいかがですか。

○和田委員　施設の条例について、今議論をしているのですけれども、ソフトの面、例え
ば中で展示する資料やDVDの様な映像資料は、今後どんどん更新して新しいものに
していくわけですね。そうすると、そこで維持管理のための経費がかかることにな
るでしょう。入館料は無料となっていますけれど、それでやっていけるという見通しは
持っていらっしゃるのですか。

それから、小・中学校の社会科学習ということが挙げられているのですが、もし、
使いたいという希望があったとしても、施設に行くための費用が出るわけではないの
で、他の市内めぐりのバス等を利用して見学に来なければならない、ということにな
ります。この施設を使う小・中学校に何か便宜を図るとか、バス代を補助するとか、
そういうことは特に考えていらっしゃらないのでしょうか。

○田島文化財課長　まず運営費用ですが、御指摘のあったように展示替えの場合には当
然費用が発生いたします。ただ、映像資料にしたことで模型等に比べて安価でできる
ということと、技術革新が進む中、より新しい魅力あるものに随時更新できます。一
般展示もパネル等で対応できますので、金額的には固定展示より若干フレキシブルに
できると考えております。

なお、バス代の補助等については、今のところ考えておりません。

ただ、私ども文化財課としては、できるだけ多くの学校に利用していただきたいと
考えておりますので、今後積極的に学校に対しての施設PRや、予算の調整に努めた

いと思っております。

○小田原委員長 教育委員会の施設の条例というのは、これが初めてですか。教育委員会が所有する施設の条例というのは他にもあるのですか。

○田島文化財課長 私どもで所管している「絹の道資料館」も教育委員会が所管する施設ですので、施設の条例は他にもございます。

○小田原委員長 その条例を私は見ていないのですが、第1条は、やはり（設置）となっておりますか。

○田島文化財課長 絹の道資料館の条例も、第1条は（設置）になっています。

○小田原委員長 議会でどう言われるかわからないのですが、これは本来（目的）となるのが正しくありませんか。

○鈴木文化財課主査 設置目的ですか。

○小田原委員長 設置はいらない、ただの目的です。つまり規則の方も趣旨となっていくわけですが。前例踏襲等、慣例に従うお役所の性格から言えばこうになってしまうのかもしれないし、条例に合わせなければいけないのですが、これは少し違うのではないかという感じがします。

それから、第8条に“き損”という言葉が出て来ますが、こういう場合はやはり一部を平仮名書きするのですか。もし文中で使えない漢字があるならば、こういう言葉を使わないほうがいいし、もしどうしても使うならば、漢字で書いてルビを振るとか、そうふうにしたいですね。これも条例の流れの中でどうするか、ということになると思いますが、少し気になる場所です。

○坂倉教育長職務代理者 恐らく法制課で条例を調製する決め事として、その辺はあると思いますが、むしろこの教育委員会では、利用目的は正しいとか休憩スペースの休憩以外の利用はこれでいいとか、その辺を言っていただければと思います。

細かいところは法制課とも少し調整いたします。

○小田原委員長 更に細かいことを言えば、休憩スペースは休憩でなければ使えないわけなのに、その文言がなくて休憩以外に利用するというほうが表に出てきているというのも、何か変な感じもします。文言については制定するにふさわしい形で整理していただきたいと思います。

それではお諮りいたしますが、ただいま議題となっております第58号議案、第60号議案については、教育長職務代理のお話も踏まえて、この方向で進めるというこ

とで、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 小田原委員長 御異議ないものと認めます。よって第58号議案、第60号議案については、そのように決定することにいたしました。



- 小田原委員長 次に、日程第6、第59号議案でございます。平成24年度統括校長を設置する学校の指定について、を議題に供します。本案について、指導課から説明願います。

- 廣瀬指導課長 それでは、第59号議案、平成24年度統括校長を設置する学校の指定につきまして、担当の古川主査より説明いたします。

- 古川指導課主査 平成24年度統括校長を設置する学校の指定についてでございますが、「八王子市立学校の管理運営に関する規則」第6条の2及び「統括校長を置くことができる学校の基準」第3の規定に基づきまして、平成24年統括校長を設置する学校を次のとおり指定するものです。加住小学校、第三中学校、館中学校、みなみ野中学校の4校で、いずれも小中一貫校となっており、校名につきましては学校教育法に基づき設定されております八王子市立学校設置条例に記載された校名となっております。

指定の根拠ですが、議案関連資料にある通り、統括校長を置くことができる学校の基準の第2の(2)、「八王子市教育委員会の重点施策や社会の動向等を踏まえて、地域や保護者からの高い期待にこたえる責務を担う学校」ということで、いずれも小中一貫校といたしました。これらの学校は、東京都から校長1名、副校長3名ということで、管理職の弾力的な配置を認められている学校でもございます。

なお、平成23年度まで第五中学校も、設置基準の第2の(3)、「学校規模等により管理の困難等が高い学校」ということで指定されておりました。申請時には八王子市からも、引き続きの指定申請をしておりましたが、今回申請は認められず、この4校での指定となっております。指定から外れた明確な理由は示されませんでした。恐らく東京都全体の統括校長の上限数の関係だと思っております。説明は以上でございます。

- 小田原委員長 指導課からの説明は終わりました。

本案につきまして、何か御質疑はございませんか。

今回は4校指定ということですが、その設置基準が第2の(2)だけで、(3)は認められなかったということですね。他にも夜間学級を置いている学校は、

都内にあるわけですが、それらの学校はどうなっていますか。

○古川指導課主査 申しわけございませんが、調べておりません。平成24年度指定になるかどうかは、まだ区市町村の教育委員会にしか内示がされていないので、今すぐこちらで調べることは難しいと思います。

○小田原委員長 都内で第五中学校以外に夜間学級をやっている学校は、7校ありますが、その校長たちはどうなのか、ということです。夜間学級のある中学校というのは（基準）第2の（3）学校規模等により管理の困難度が高い学校、になるのではありませんか。校長の困難度、特別な方向づけを持った先進的な取り組み、新しい形式を持つ学校に対して、その傾斜配分みたいなものを校長先生にかけて、夜間学級を持つ中学はその候補になっていたことがあるので、そういう観点からいえば、当然統括校長を設置する学校に指定されてしかるべき学校だと思います。

こういう制度をつくっているのであれば、数が決まっているということで、基準に該当するにもかかわらず指定から外れるということは、あってはならないことだと思います。

都教委がどういう回答をするかわからないけれども、やはり一言申し出るべき事柄だと思いますので、ぜひ、その経緯を報告していただけますか。

それではお諮りいたしますが、ただいま議題となっております第59号議案につきましては、この4校について、統括校長を指定するという事で、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小田原委員長 異議ないものと認めます。

よって、第59号議案につきましては、御提案の通り決定することといたしました。

○小田原委員長 次に、協議事項となります。

定期監査において指摘された事項への対応について、を議題に供します。本件について、学事課から説明願います。

○海野学事課長 説明に先立ちまして、改めてお詫び申し上げます。平成22年度分について指摘されたのが昨年8月で、その時点で既に平成23年度の東京都への補助申請も終了しており、平成22年度ばかりではなく、今年度分につきましても同様の申請漏れを起こしてしまいました。学事課として迅速な対応がとれなかったことについて、

重ねてお詫びを申し上げます。本当に申しわけありませんでした。

それでは、改めて定期監査結果において指摘された事項への対応ということで説明いたします。

詳細については担当の岡崎主査から説明いたします。

○岡崎学事課主査 平成22年度定期監査において指摘を受けた内容ですが、中学校の部活動において、顧問教諭の他に指導に当る外部指導員を配置しており、その外部指導員に支払う謝金については東京都から補助金の交付を受けております。

しかしながら、平成22年度においては、東京都に補助金申請をしていなかった学校が数校あり、本来、交付されるはずの97万2,000円の補助金の交付を受けることができなかったことから、財政状況が厳しい折、貴重な特別財源を少しでも確保するように改善をなささい、という指摘を受けた次第でございます。

この監査の指摘を受けた後の改善内容ですが、中学校校長会及び学校に、監査の指摘事項と東京都の補助交付を受けている事業ということで実施要綱を改めて配付して、周知徹底を図っているところでございます。

補助金交付を確実に申請するため、平成23年度以降は事務局である学事課が、学校と綿密な連携をとりながらやっていこうと考えております。

その一つとして各学校には当該年度の補助金、外部指導員の予算配当を行う基データとあわせて、東京都の補助金申請を行う上での、学校の当該年度の外部指導員の採用計画書を作成していただき、必要な採用のデータを事務局に提出いただきます。事務局である学事課では、当該年度の配当予算を算出する根拠としてそれを使うとともに、4月に東京都から補助金の通知が来た時の準備として提出された計画書を使い、各校の申請内容について調整しながら、確実に漏れなく申請するように改善していきたいと思っております。

以上でございます。

○小田原委員長 学事課からの説明は終わりました。本件につきまして、御意見がございましたらお願いいたします。

○和田委員 指摘された事項を、学校の事務手続上の問題として捉えているのであれば、校長会での指導というのは非常に大事になってきますし、徹底を図るということになると思うのですが、例えば年度当初に講師や指導員が決まらないという実態等、改善が必要な部分も随分あるのではないかと思います。その場合、校長会で事務手続上の

話をしても改善には繋がらないでしょう。

逆に心配なのは申請手続を行うときに、決まっていない指導員の名前を挙げて、架空申請するようなことにならないか、ということです。指導員の手配がなかなかできない中で申請時期を早めるのは、気を付けなければいけない部分でもあると思います。事務手続上の問題、指導員の確保が難しいという状況、そして今後の手続を行う上での注意事項について、どのようにお考えになっているのか聞かせていただければと思います。

○海野学事課長 和田委員が指摘された実態は確かにございます。学校によっては、継続して外部指導員を担当してくださる方がいる場合もあれば、その方がお辞めになって、その後任が未定ということもあります。ですから、人選中である場合も含めて、外部指導員の採用計画書には、一応予定の段階でかまわないのでお名前を挙げていただくということを学校にお願いしたいと考えております。

東京都への申請は、予定の段階で大丈夫なのです。もちろんそれは人選が済んでいることが必要になるのですが、その人が変わるとか辞めるような場合には、東京都が変更する形で対応ができるということです。申請の締め切りを過ぎた後は受け付けられないけれども、とりあえず候補者が挙がっている場合でも受け付けることはできるし、結果的にその人にお願ひできなかつたとしても変更する手続が可能だということでございます。

○小田原委員長 和田委員が心配された、架空申請はあり得ないということですね。

○坂倉教育長職務代理者 東京都としては人が決まらなければ補助金の対応はできないのかもしれませんが、これを東京都の補助金でやるのか、或いは市の費用でやるのかと考へた場合、年度当初の申請では遅いと思います。どうやってもこれは補正予算でしか対応できません。

市の予算を使うと考へたときには、少なくとも12月までには申請しているわけですから、来年、自分の学校にはこのぐらい人が欲しいというときにそれをどうするか、それに対して市費を使うのか、都費だけでいくのかを考へないで。

都のやり方に合わせると人が決まらないかもしれない、というのは少し危険なところもあるのですが、補助金ですからそれは仕方ないとして、補助金を使うか使わないかと考へたら、年度当初の計画提出では明らかに遅いです。

行政マンとして、学校支援を市の企画でやるのであれば、この措置内容では今と変

わらないではないか、そういうつもりで指導や指示をしたつもりですがこの内容になり、申しわけないけれども私は不満に思います。

○小田原委員長 更に言えば、監査事務局は、期日までに確実に事務処理をすることと、連携を図って財源確保をすることを促していると思います。

後半部分は今の話で済むでしょうが、現実的に校長が発令されて教員の配置が決まるのが、いつ頃かにもよるでしょう。部活動にも顧問がきちんと付いているのか、名前だけの顧問なので別に指導員が必要なのか、そういうことが判るのはいつ頃なのでしょう。

改善計画として学校に計画書を提出させるとしても、きちんと段階を踏んでできるのかがわからないと、今の教育長職務代理の話になってしまうと思うのですけれども、いかがですか。

○海野学事課長 教員の内示は2月末ということですので、3月に入れば学校の校内体制はある程度整理できると思います。そう考えると3月時点で外部指導員の採用計画書の作成は、各学校の中でもできるのではないかと考えているところです。

○小田原委員長 学事課としては、前年の10、11月には、担当している教員が残るか残らないのかがわかるはずで、後任として指導できる教員が来ない場合はどうするかということをその時点で学校として考えなければいけない、だから計画書の提出は十分できる、ただし、そこに名前が入るかどうかは微妙なところもある、ということによろしいですか。

○坂倉教育長職務代理者 ひとつの方向性としてはいいと思っていますので、また内部で調整させていただきます。

○小田原委員長 私は「基データ」という言葉を使うところが気になります。先ほどの和田委員の話のように、架空申請の様な形を認める文面に見えてきてしまうわけです。

責任を持って、公印を押して提出されるのが本来の採用計画書だろうと思います。基データとかいう話ではなく、計画書はあくまでも計画書としてきちんと受理して、それに基づいて都に申請していくことが、結局は監査事務局から指摘された、積極的に財源を確保する姿勢になっていくのではと思うのです。その辺の覚悟というのか、姿勢がしっかりしていなければ、同じような問題というのは起こり得るわけです。

ただ、この件に入る前に学事課長からお詫びの言葉がありましたが、今年度分についても再発してしまったのは、前回の指摘から今回の指摘に至るまでの間に指導期間

が無かったからで、私は謝る内容のものではないだろうと思います。

もちろん、起こってしまったことは非常に不満であるわけで、今度はそういうことが起こらないようにしていく、その姿勢をとにかく持たなければいけないだろうと思います。

再発防止については、学校規模の問題もあるでしょう。教員を確保するにはどうすべきか、あるいは合同の部活動といったこととか、これは中体連との関係というものもあるかもしれませんが、そういう工夫をぜひ考えていただきたいと思います。

協議ということですので、もっと何かこういうことを出してほしいというようなことはございますか。

○和田委員 学校の事務の方たちの指導というのは、校長から指導していくしかないのですか。学事課で事務の人たちを集めて指導することはないのですか。

○岡崎学事課主査 今回事務職員会に、外部指導員や生徒派遣費を含めたさまざまな年間の提出書類のスケジュールを示させていただきました。学校にもそういう部分を意識していただくよう、説明文の中に載せてあります。

○和田委員 そういう手続の日程はもう御存知だと思うので、今回の指摘を受けて、更にもう一回念を押すような指導の機会をぜひ作っていただきたいと思います。

○小田原委員長 基本的には人を雇う話なので、賃金の支払いが補償されていないのに学校が人を雇うようなことは本来あり得ない話です。

だからその分を校長が払えとか、教育委員会が払えとか、そういう話になっていくのだと思います。先ほど私が、覚悟とか姿勢と言ったのは、そういうことも含めて考えていかなければいけないだろうということです。

○川上委員 都の手続の感覚がよくわからないのです。一番大事なのは、それを受ける児童や生徒なのに、児童や生徒のためにどうしようか、どうしたらそれができるだろうか、という最初の目標がないように思えます。

それから、この監査で申請手続だけが指摘はされていますけれど、教育現場がどうであったかという監査はないのではないですか。少し方向が違っている様に思えて、こういう話し合いをしても首を傾げてしまうのです。

子ども達にとって、学校の現場でどういう教育ができるかということを、まず現場で考える。あっちの補助金こっちの補助金と、そういうことを考えなければならない現場も大変だと思いますが、手続や仕組み、それから制度をもう一回全部でまとめて

考えるべきです。

決まっていないことをどれだけできるかというのが本当の力なのではないかと思うので、いつもそこが残念です。言葉でいうと何か難しいのですが、もっと活力や勢いのある八王子市にならないかと思えます。

○小田原委員長　もう少しはっきり言っていただいた方がいいかもしれませんね。

○川上委員　どういうところがわからないのかが、私には逆にわかりません。

今日も卒業式に行ってまいりましたが、子ども達はとても素敵でした。それから、昨日の春の選抜高校野球の選手宣誓も素晴らしいものでした。若い人達にこれだけの力があるのに、私たちはどうでしょう。本当に反省をしなければいけないのではないのでしょうか。もっと純粋に子どもたちの教育というものを考えましょう。時期や金額がどうのこうのということよりも、まず結果がどうで現場はどうなのでしょうかと、いっしょにいつも目を向けていて欲しいと思うのです。

それでもやはり必要な手続はとらないといけないので、もっと先取りしたらいいのではないかと、それだけは申し上げておきます。

○海野学事課長　実は私も今日卒業式に出席しました。6年生ひとりひとりがコメントをする中で、中学に入ったら部活動と勉強の両立を図って一生懸命やっていきたいというような声を何度も聞きまして、改めて部活動というものが子どもたちにとって、どれだけの重い意味を持っているのかをかみ締めました。取りまとめ所管として、学校に十分話を伝えて、その状況を踏まえた上で、私どもで押さえるべき手順を改めて自覚をして取り組んでいきたいと思えます。

○小田原委員長　その意味で先ほどの教育長職務代理のお話も考えていかなければいけないということになりますよね。

○坂倉教育長職務代理者　今、学校の状況にも目を向けてというお話が出ましたが、多分、委員長や私が言いたいのはそうではなくて、ひとつのAという学校で何々のクラブの先生がいなくなるか、必要かではなくて、全体の中でどのくらい人が必要なのか、それが本当に必要かどうか判断して、学事課で一定の枠を確保する、それは別に都費があろうとなかろうとやっていく、そういう姿勢が必要なのだ、ということではないのでしょうか。実際の運用に関しては苦労があるかもしれないけれども、必要なら年度の途中で再配分したりすればいいと思うのです。

もちろん学校の意向を聞くことは大事で、こちらが全部勝手にやることないのです

が、長くやっている中で毎年の額や動き、それからどのくらい足りないかはわかるでしょう。金額の把握についてはそういうことをやる姿勢がないといけないと思います。

この手続はこれでいいと思うし、都費の運用もこれでいいと思います。本当に子どもたちがやりたいクラブ活動を継続していくためにはどうするか、せっかく全体を把握する立場にいるのだから、もう少しリーダーシップをもってやるように、一緒に頑張りましょう。

○小田原委員長 部活動を大事にするということと、新設の部活動を認めるとか認めないとかいうようなことは学校に任されているわけですが、例えば高等学校や私立の中学校を見れば、教師が自分たちで指導ができないクラブ活動は基本的にあり得ないわけで、学校で指導できるものをさせて行くわけです。

一方で、今まで熱心に指導してくれた先生が、教員の異動という制度でいなくなったために、その部活動ができなくなるというのは、残った子どもたちにとって極めて不幸なことになるわけですから、それらをどうするかというのは考えていかなければいけない問題です。

教育委員会としてそれらを大きく把握して、児童や生徒をどう育てていくかを考え、方向性をきちんと持って進んでいっていただきたいと思います。

協議事項は以上ということよろしいですか。

今、幾つかのお話が出ましたので、それらを踏まえて今後の事務を進めていただきたいと思います。



○小田原委員長 続いて、報告事項となります。

まず、指導課から2件、報告願います。

○山下指導課統括指導主事 それでは、請願に対する専決処分について、口頭で報告させていただきます。

平成23年12月24日付で、宗教法人本門立正宗代表役員中川氏より提出された、憲法の基本的人権問題に鑑み、公立学校の教育方針の基本に、児童・生徒の基本的人権回復への厳密な配慮を要求する請願について、八王子市教育委員会請願取扱基準(1)に基づきまして、教育長専決にて処理したことについて御報告をいたします。

請願の趣旨は2点ございます。まず、1点目は、『教科書の一部の内容に極めて強い宗教色、宗教的教育を目的としたことが明白な教材であると断定せざるを得ない教

科書内容があり、憲法第19条及び同法第20条の明白な違反となるものであり、即時教科書不採用の決定がなされることを求める』というものであります。なお、請願者は“憲法第19条及び同法第21条”と記載していましたが、こちらで確認したところ“憲法第19条及び同法第20条”が正しいと思われまます。

第2点目は、『特定の宗教の祭礼行事の模倣学習を、生徒の家庭の信仰環境を全く無視して、強制的に集団行動をさせるということは基本的人権侵害で違法である。違法性が明確であるこれらの教材の即時全廃不採用を求める』というものであります。

以上2点の請願の趣旨に対する見解でございます。

まず、1点目につきましては、小中学校においては、学校教育法第34条及びその準用規定により、文部科学省検定済教科書、または文部科学省著作教科書を使用しなければならないこと、となっており、八王子市立小中学校で現在使用している教科書及び平成24年度から使用する教科書は、教科用図書検定基準に基づく文部科学大臣の検定を受けたものであり、八王子市教育委員会が法令等に基づき、適正かつ公正に採択をしております。

2点目につきましても、国公立学校における宗教の具体的な取り扱いについては、「社会科その他初等及び中等教育における宗教の取り扱いについて」によって、教育の宗教的中立性を確保するよう定められており、各学校はこの規程及び学習指導要領に基づき教育活動を行っております。

以上のとおり、本請願内容につきましては、法令及び政令に基づき実施しておりますので、教育長専決で不採択といたしました。

報告は以上でございます。

○小田原委員長　ただいまの報告につきまして御意見はございませんか。

○川上委員　この請願書を読ませていただきましたが、いろいろと矛盾があるようです。

教育長が専決処分されているということでしたので、それでよろしいのではないかと思います。

○小田原委員長　私は矛盾というよりは趣旨がよく理解できなかつたです。

私たちは法令に従って適正に教育活動を行っておりますので、これについては今さらその請願を受ける必要がないということで不採択、そういうふうに考えております。

その他に何かございますか。

○小田原委員長　特にならぬようでございますので、もう1件、指導課からお願いします。

○所指導課統括指導主事 平成24年度教育課程の受付が終了いたしましたので、御報告いたします。詳細は担当の野村指導主事より説明いたします。

○野村指導課指導主事 平成24年度の各小中学校教育課程の受付状況について御報告いたします。

教育課程を編成するに当たり、説明会を平成23年12月9日に実施、学校ごとの教育課程の相談を平成24年1月26日から2月7日まで行い、教育課程の届出受付を平成24年2月16日から24日まで行いました。

平成24年度教育課程編成における主な留意事項について御説明します。

はじめに(1)「学校の教育目標」についてです。昨年度の項目に加え、校長の学校経営計画との一貫性を持たせ、学校、地域の実態に即したものにすることをいたしました。

(2)「学校の教育目標を具現化するための基本方針」については、学校評価の結果を踏まえ、家庭、地域と協働し、開かれた学校をつくるための取り組みや小中一貫教育の視点など、4から5項目にまとめて示しております。

続いて(3)「指導の重点」について、を御覧下さい。保護者や地域の方がわかりやすい記述を心がける、国、都の学力調査の結果や学校評価の結果を生かした方策等、指導法を工夫し、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得を図るとともに、思考力・判断力・表現力などをバランスよく育成する、道徳教育や体育・食育などの充実を図り、豊かなところや健やかな体を育成するための方策を具体的に示す、小学校の外国語活動については、コミュニケーションを図るとともに、日本や外国の言語・文化について体験的に理解を深めるための方策などを示す、小中一貫教育や特色ある教育活動について具体的な取り組みを示す、等を重点といたしました。

(4)には、その他、指導・助言した内容を示しました。

最後に、平成24年度の教育課程編成の状況について、御報告いたします。

各学校においては「学力向上」「体力向上」などの視点から、具体的な教育活動が明確に示されるようになってきています。また、東日本大震災を受け、安全教育に力を入れた教育課程の編成がなされています。

多くの学校が習得した知識・技能を活用した課題解決的な学習を取り入れ、言語活動の充実を図り、思考力・判断力・表現力の育成を目指した指導を重点に設定しています。

体力向上については、体育集会の充実や1校1取り組みなどの全学年共通した体育的活動を教育課程の中に位置付ける学校が増えてきています。

小中一貫の教育の取り組みについては、研究授業、公開授業、小中学校の保護者や地域が連携した行事など、児童・生徒間や教員間の交流が広がってきています。

また、小中教員が連携して小中共通した指導の手引きを作成するなど、9年間を見通した指導を教育課程の中で示す学校が増加しております。

簡単ではありますが、報告は以上です。

○小田原委員長　ただ今の報告について、御意見がございましたらお願いします。

○川上委員　一番初めの学校の教育目標についてで、「地域の」という言葉が聞こえてきたようですが。

○野村指導課指導主事　（1）の教育目標について、昨年度の項目に加え、校長の学校経営計画との一貫性を持たせ、学校や地域の実態に即したものにするようにした、ということでございます。

○小田原委員長　これはどういうことを言っているのですか。

○所指導課統括指導主事　学校の経営計画というのを別途校長が定めておりまして、それと教育課程の編成の方針を一つにする必要がある、そういう意味でございます。

○川上委員　地域の実態に即して、ということがわからないのです。

○小田原委員長　学校の教育目標に学校経営計画との一貫性を持たせるというのは、逆ではないでしょうか。まず学校の教育目標というのがあって、学校経営計画というのがそれに基づいて作られていくわけでしょう。本来は学校の教育目標というのは、その学校、地域の実態を踏まえてできているはずなのです。今の話は言っていることが逆ですね。

○所指導課統括指導主事　これについては訂正をしたいと思います。

○小田原委員長　それはおかしいのではないですか。

○川上委員　目標や理想を言葉にすると、それはとても難しいし、一つ一つの言葉を取り違えられたらとても難しいことになると思います。最初から聞いていてそのことがとても気になりました。

実態に即したものという意味はよくわかりますけれども、言葉になってしまうと、少し違うのでは、という感じがします。

○小田原委員長　先ほど野村指導主事が説明してくれましたが、言葉の意味を解かってい

で説明しているのか、もしそうではないのだとしたら、提出させること事態がおかしいのではないかとか、という話になってきます。既に提出された内容の指導もしているわけでしょう。そういうところも非常に心配になってきます。それは恐ろしいことではないですか。解からないのに指導している、そんなことはあってはいけないわけで、それなのに行われてしまっている、ここはきちんとしていただきたいです。

時間のなかで申しわけないのだけれども、とてもきれいな言葉でまとめているように見えるけれども、中身が乏しいですね。どれだけ目を通していいのかということ自体も心配になりますし、学校は学校でそれをまとめて出せばただ聞くだけになる恐れもあるわけです。

市長の言葉にあったように、子ども達には将来八王子を担っていく人材となって育ってほしい、そういう期待に応えることをどれだけやっていくのかをもっと具体的に絞ってほしい、それを期待すると申し上げたいのです。

○和田委員　私の専門分野なので、川上委員のお話につけ加えさせていただくのですが、教育目標を設定するに当たって、学習指導要領の解説総則編というのがあります。

その中で教育目標というのは、憲法や教育基本法といった法令に基づく部分と、学校、生徒、地域の実態にあわせた教育課程の編成する部分があるのです。ですから、崇高な理念として人の教育目標があり、一方ではその教育を学校そのものである生徒や地域の実態に合わせたものにしなさいということになっているのです。

この表現は先ほど地域の実態に合わせるのをおかしいではないか、と指摘されたのとは少し違って、目標は目標で掲げているのだけれども、その方法や授業の展開は地域に応じたものでなければいけないということが、教育課程編成上の基準になっている、ということを行っているのです。

ですから、例えば一つの環境教育を指導するに当たっても、地域で取扱える環境があれば、それを取り入れた学習をする。海に近ければ海を、山にいれば山を、地域の産業や文化があれば、やはりそれを大切にして実態に即した形で教育課程編成しなさいというふうになっているのです。決して地域に振り回されるような、そういう編成をするということではないので、そこは誤解のないようにしていただいたほうがいいと思います。何か言われたからその通りやるということではないということです。

○川上委員　すみません。先ほどの野村指導主事の説明の中では、今、和田委員のおっしゃった最初の部分が抜けていて、最後の「地域」だけだったものですから、それだけ

ではないだろうということで一言申し上げました。校長先生の学校経営計画との一貫性を持たせるから直ぐ「地域」へ飛んでいて、その前にあるべきものが抜けてしまっていたということで、私はそれが一番最初に出てくるものではないかと思いました。

和田委員に伺いたいのですが、そこにも「地域に即したもの」という言葉が使われているのですか。

○小田原委員長 いえ、和田委員は、川上委員が言った教育目標について言っているわけではなくて、教育課程の編成について全体を通して言っているわけです。

野村指導主事の説明では、教育目標について「地域の実態に即して」と言うから、川上委員も質問されたわけで、私もそれにつけ加えておかしいのではないかと言ったのです。基本方針ないしは学校経営計画という言葉がないわけだから、この1行はもっと下の指導の重点等に入ってくるべき言葉であろうと思います。

○所指導課統括指導主事 おっしゃるとおりで、教育課程全体の編成に関しましては、法令及び学習指導要領の遵守と地域や学校の実態を考慮し、全体を通して編成をすることになっています。

やはり、この文章の中で（１）の学校教育目標にこのことが示されていることが、実際の受付の作業とは実態が違っています。実際は（２）の基本方針のところ、学校に実際の学校評価でどんな課題がありましたか、という問いをして、それについてこういう課題があったので、この改善策をこの方針の中のここに位置づけました、という報告を受け、やりとりをしたという状況でございます。記述をした箇所が違っていたと思います。

○川上委員 さっきの説明の中で、言葉の順序が気になったものですから。

○野村指導課指導主事 申しわけありませんでした。

○小田原委員長 その他はいかがですか。

○和田委員 ２の状況のところ、東日本大震災の後に安全教育にも力を入れた教育課程の編成とありますね。これは具体的にどんなことを挙げているのでしょうか。

それからもう一つ、今日も卒業式で震災を踏まえた絆の大切さとか、家族の温かさとか、そういう文章をお祝いの言葉として読ませていただきましたが、学校教育の中で、そのことについて指導したり学習する、そういう記載はなかったのですか。全て安全教育という視点なののでしょうか。

この震災を踏まえて、それを理念的に教育の中身にしていくのは非常に難しいと言

われています。実践家や研究者等、多くの方がこの震災のことを道徳の時間に扱うとか、そういう挑戦をしているのですが、余りにもその事態が悲惨で教育指導として扱えない、一般化ができないという状態があるのです。道徳などでも、教材として取り上げてしまうと恐怖心だけが残ってしまって、家族の大切さだとか地域の人たちの連携とかそういうものにまで辿り着かないと言われていました。

安全教育も、もちろんどんなものか知りたいですが、八王子の学校の中に、それを踏まえて取り組んでいる学校があったら、紹介してもらいたいと思うのですが。

○野村指導課指導主事　まず、一つ目については、教育課程の位置付けとして、学校には地域と連携した避難訓練を行っていく、ということを説明させていただきました。今までの避難訓練の延長という形にはなるのですが、地域を意識した、そして地域と協働した避難訓練を、必ず教育課程の中に位置付けて行うとしてあります。

それから、東日本大震災を踏まえた学校安全計画の改定を行った学校等の防災教育等の取り組みに関する調査は現在行っているところです。

○和田委員　少し話がずれていますね。

○所指導課統括指導主事　まず、具体的に安全教育がどのように各学校で記述されているかという点ですが、最も多いのは例えば地域の消防署と連携をして、地域と協働の避難訓練を年1回或いは2回実施する等です。

更に、安全教育に関するさまざまな副読本等がございます。例えば「地震と安全」それから、最近東京都から5年生を対象に配布されたのが、「3. 11を忘れない」という、震災の写真や子どもの作文が載った資料です。その中には道徳で扱えるような作文資料も載っていますし、学習指導案例も出ておりますので、ぜひ、3. 11の前に取り扱っていただきたいと校長会でお話をしました。

その資料には「日本だけでなく世界の方々からいろいろな支援をいただいたことに対して、被災地では非常に感謝をしている、だから私も大人になったら、困っている方々を支援できる人間になりたい」という趣旨の作文も掲載されております。

既に各学校で工夫して実践されていると思いますし、八王子市ではないですが、道徳の思いやりの内容項目等で活用されている授業実践も見せていただきました。

○小田原委員長　避難訓練を年1回やったから防災教育や安全教育をやっている、という話ではないのです。和田委員が言っているのは、教育課程の編成にそれが出てきているがそれは非常に難しいのだ、ということを指摘しているわけです。

そしてそれが今回の教育課程の編成の中にどう出てきているのかをお伺いしたいと言っているわけで、ただそれは具体的に言えるかといったら、今の様なことしかないと思います。しかしそれをもって震災後の安全教育を踏まえた教育課程の編成がなされている、ということにはならないのです。

先ほどの地震の冊子などは、50年も前から配られていて、学校によっては職員室に積まれて埃を被っている場合もあるわけです。そうではなくて、道徳なり、食育なり、あらゆる教育活動を通じて、安全教育はなされなければいけないわけだから、それが教育課程にどう具体的に示されているのかを知りたいところです。

3. 1 1 の話を冊子で読むとかではなく、3. 1 1 以後、新聞でも毎日の様に震災についての報道がされていたわけで、それらが教育の中にどう取り込まれているか、また、それが教育課程の編成でどう示されているか、ということなのです。もう少し、しっかりした答えをしていただきたいところです。

教育課程の届出を、ただ出せばいい、というものにして欲しくないと思います。これは様式を決めてしまっているのがいけないのかもしれないし、或いは、「こう書きなさい」と指導してしまうから、それが出てしまうのかもしれない。それは国がいけないのか、東京都がいけないのか、と考えると、そのような決まりがあるからこうなってしまうのでしょう。

○所指導課統括指導主事　今お話された、言葉だけになってはならないという部分は非常に実感しております。

これまでどの学校も月1回の避難訓練は行っています。しかし、それだけではなくて、やはり地域と連携することや引き渡し訓練など、今回の震災で課題となった部分もかなりありますので、そういったことがきちんとできているのか、指導主事が記述を基に確認をして受付を行ったところでございます。

実際どういった教科でやっているのかは、担当が把握している部分もあると思いますので確認いたします。

○金山委員　安全教育というか、防災教育に関してなのですが、群馬大学の片田先生のように、「実践させる」ということに取り組む学校はまだないのですか。

○所指導課統括指導主事　先日の土曜日、第六中学校では消防署の方を招いて、実際に生徒が応急手当や炊き出し、仮設のトイレをつくるといった体験的な防災訓練を実施しておりました。この第六中学校に限らず、そういった取り組みをしている中学校は数

校あるようです。

○金山委員 防災訓練といっても、炊き出しや救護の練習というのは、技術を習得するものですね。

そうではなくて、片田先生が行っているのは「考え方を変える」ということです。大人にとってもそうですけれど、そこが一番肝心なので、防災教育とか安全教育というからは、そこまで踏み込んでほしいと思っています。

○小田原委員長 群馬大学の片田先生の話は、非常に深いというか継続されている部分があるのです。例えばハザードマップを信用するとか、そういう極端なことを徹底しているわけですが、その根本にあるのは何かと言ったら「信頼」というものなのです。

「信頼」とは何かというと、親子間、或いはおじいちゃん、おばあちゃん、学校の先生等の間で、しっかりした信頼関係が築かれていれば“てんでんこ”で逃げられる。災害が起こった時、家に居るおじいちゃんは大丈夫かと心配して家族が家に戻ったりせず、各自がすぐ逃げられる、それで誰も死ななくてすんだ、そういう結果が出ているという話なのです。

そこに辿り着くまでにどうするのか、ということでしょうね。これは非常に難しいことですが、片田先生の話を知ったり、或いはどうやって自分たちがそれを活かしていくか、ということなのだろうと思います。

今、防災・安全教育に話が集中していますけれども、また気付いたことがあったら、折々に出していただくよう、お願いしたいと思います。

それでは、指導課からの教育課程の受付についての報告は以上ということで、続いて駅伝大会の報告があるそうです。

○所指導課統括指導主事 3月20日火曜日に、第3回中学生東京駅伝大会がございましたので、その結果の報告をいたします。詳細は菅野指導主事より行います。

○菅野指導課指導主事 第3回中学生東京駅伝大会でございますが、中学校教育の一環として中学生の健康増進や持久力をはじめとする体力向上、スポーツの振興及び生徒の競技力の向上を目的に、区市町村対抗の駅伝競技として実施されたものです。

当日は50の区市町の第2学年の生徒が大会に参加しました。

本市の成績でございますが、男子の部で優勝、女子の部が準優勝、総合の部が準優勝という目覚ましい記録を残すことができました。正式なタイムについては今後発表される予定でございますが、非常に喜ばしいニュースでございますので、本日口頭で御

説明・御報告させていただきます。

なお、明日3月23日金曜日午後3時30分から、本市市長にも報告を行う予定で
ございます。

以上でございます。

○小田原委員長 ただいまの報告について、何か御意見はございませんか。

○金山委員 駅伝大会にはぜひ応援に行きたかったのに、行けなくてとても残念だったの
ですが、結果を聞いて喜んでおります。

一つ疑問なのですが、優勝を江戸川区と競ったと思うのですが、なぜ総合が2位な
のか、教えていただけますか。

○菅野指導課指導主事 男子の部と女子の部のタイムの合計差でございます。男子優勝が
八王子市、準優勝が江戸川区、女子はその逆になりますが、男子と女子のタイムを足
して、手持ちの集計では江戸川区と比べて27秒下回っていたということで、準優勝
となりました。

○坂倉教育長職務代理 女子のタイムが47秒ぐらい遅れたのです。

男子は一時、残り三区ぐらいで50何秒の差つけたので、「やった！」と思ったの
ですが、その後20秒差まで縮まってしまって、本当に手に汗握って必死に応援しま
した。

○小田原委員長 男子女子とも非常にいい成績だったということで、喜ばしい報告でござ
います。

他に何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小田原委員長 では、報告は以上ということです。その他に報告する事項ございますか。

○穴井教育総務課長 ございません。

○小田原委員長 委員の皆さんで何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小田原委員長 ないようでありますので、ここで暫時休憩にいたします。

なお、休憩後は非公開となりますので傍聴の方は御退出願います。

再開は3時55分です。

〔午後3時51分休憩〕

上会議録は事実に相違するところがないことを認め、下に署名する。

八王子市教育委員会委員長

八王子市教育委員会委員